

学校給食表彰推薦要領

| | |
|------------------|--------------|
| 平成 21 年 6 月 29 日 | スポーツ・青少年局長裁定 |
| 平成 22 年 6 月 14 日 | 一部改正 |
| 平成 28 年 6 月 14 日 | 一部改正 |
| 令和 2 年 6 月 12 日 | 一部改正 |

1 表彰推薦

都道府県教育委員会は次に定める推薦数及び基準により、被表彰候補者の推薦を行うものとし、私立学校関係については都道府県知事、国立大学の附属学校の場合は国立大学法人の長と協議の上、同教育委員会が取りまとめて推薦する。

なお、都道府県教育委員会は、推薦に当たっては、学校給食関係者等により構成される審査会を設け、当該審査会の意見を聴いた上で、推薦する。

(1) 推薦数

①学校等について

都道府県教育委員会は、当該都道府県内において、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に基づいて、学校給食（完全給食）を実施している学校等について、おおむね 500（分校は 1 校として数える。学校給食実施校算定の基準時は当該年度 5 月 1 日とする。）に 1 の割合（1 未満の端数を生じた場合は、1 に切り上げる。）で推薦できる。

ただし、特に適切な学校等があれば、さらに 1 校（場）程度推薦できる。

②学校給食関係者について

都道府県教育委員会は、当該都道府県内の学校給食関係者について、1 名（東京都及び政令指定都市を含む道府県については、2 名）を上限として推薦できる。

③学校給食関係団体について

都道府県教育委員会は、当該都道府県内の学校給食関係団体（都道府県又は市町村（郡）単位のものに限る。）について、1 団体を上限として推薦できる。

(2) 推薦基準

都道府県教育委員会は、当該都道府県において学校給食の実施に関し優秀な成果をあげ、かつ、その成果が学校給食の全国的な水準の向上に貢献があると考えられるものについて、それぞれ次に掲げる要件を考慮の上、推薦を行う。

①学校等について

推薦書提出日現在において次に掲げる要件を満たしていること。ただし、学校給食優良学校等として過去 10 年以内に文部科学大臣から表彰されたことのある学校等は除く。

(学校)

ア 完全給食を 3 年以上実施し、栄養管理や衛生管理等に適正を期しつつ、過去 10 年間に食中毒の発生がないこと。

また、同一市町村内において 5 年以内の食中毒の発生校がないこと。

イ 米飯給食の定着、食事内容の多様化などを通じ、豊かで魅力のある学校給食を実施している学校であること。

- ウ 給食指導を学校教育活動全体の中に適切に位置付け、学校給食の意義及び役割を踏まえた創意ある給食指導の実践に取り組んでいる学校であること。
- エ 食器具、喫食場所の整備など、食事の場にふさわしい環境づくりに配慮し、給食指導にもその成果を生かしている学校であること。
- オ 家庭・地域の実情等を踏まえつつ、学校給食における学校・家庭・地域の連携に努めている学校であること。
- カ 学校給食の運営組織(特に共同調理場との連携)が整備されている学校であること。
- キ その他、学校給食の目標の達成に常に努力し、学校給食の実施に関し、当該都道府県内で模範とするに足る学校であること。

(共同調理場)

- ア 完全給食実施校に給食を供給しており、栄養管理や衛生管理等に適正を期しつつ、過去10年間に食中毒の発生がない共同調理場であること。
また、同一市町村内において5年以内の食中毒の発生校がないこと。
- イ 学校の教育活動に生かすため、豊かで魅力ある学校給食の実施に寄与している共同調理場であること。
- ウ 学校や家庭、地域との連携に配慮し、給食指導及び地域等の実情に即した運営を工夫している共同調理場であること。
- エ 作業効率を高めつつ、安全で充実した食事内容を供給するため、調理員の配置、作業工程及び調理時間等を工夫するとともに、調理員の安全衛生面に十分留意している共同調理場であること。
- オ その他、学校給食業務の運営において、当該都道府県内で模範とするに足る共同調理場であること。

②学校給食関係者について

学校給食の運営等に原則として10年以上携わっており、次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。ただし、過去に学校給食の功労により文部科学大臣表彰を受けた者及び下記アからウまでに該当する場合は学校給食に携わる職より退職後一年以上経過している者を除く。また、過去に刑罰を受ける等、被表彰者として相応しくない行為等があった者を除く。

- ア 学校給食用物資の安定的な供給において、特に功績のあった者
- イ 学校給食の教育目標の達成のため、給食指導の充実に関し、特に功績のあった者
- ウ 学校給食の実施が著しく困難な地域又は学校において、学校給食の実施に関し、特に功績のあった者
- エ ボランティア活動等により、積極的に学校給食の実施に協力し、その充実に関し、特に功績のあった者
- オ その他、学校給食の普及及び充実に関し、特に功績のあった者

③学校給食関係団体について

学校給食に関し、原則として5年以上の活動実績を有しており、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。ただし、過去に学校給食の功労により文部科学大臣表彰を受けた団体を除く。

- ア 学校給食用物資の安定的な供給において、特に功績のあった団体
- イ 学校給食の教育目標の達成のため、給食指導の充実に関し、特に功績のあった団体
- ウ 学校給食の実施が著しく困難な地域又は学校において、学校給食の実施に関し、特に功績のあった団体
- エ ボランティア活動等により、積極的に学校給食の実施に協力し、その充実に関し、特に功績のあった団体

オ その他、学校給食の普及及び充実に関し、特に功績のあった団体

このほか、学校給食の普及と充実に関し、特に功績のあったと認められるものがあるときは、初等中等教育局に設置する学識経験者等で組織する委員会が、被表彰候補者の推薦を行うことができる。

2 推薦書の提出

都道府県教育委員会等は、それぞれ次の要領により推薦書等を作成し、文部科学省に提出する。

- (1) 学校等の推薦に当たっては、別紙様式1及び2による推薦書及び学校給食実施状況報告書
- (2) 学校給食関係者の推薦に当たっては、別紙様式3及び4による推薦書及び履歴書
- (3) 学校給食関係団体の推薦に当たっては、別紙様式5による推薦書

3 表彰決定

文部科学大臣は、表彰決定に当たり、初等中等教育局に設置する学識経験者等で組織する委員会の意見を聴くものとする。

4 記念事業による表彰

記念事業による表彰を行うときの手続きについては、初等中等教育局長が別に定める。